

平成28年度第3回京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 摘録

1 日 時 平成29年3月3日（金） 15:00～17:00

2 場 所 京都市聴覚言語障害センター（2階 研修室）

3 出席委員

志藤修史委員，河崎佳子委員，音川真由美委員，木俣紀子委員，小林敏子委員，酒井弘委員，坂口博史委員，吉田奈生氏（鈴木菜穂子委員代理），千賀修委員，高島通隆委員，中山昌一委員，橋本英憲委員，前田定幸委員，渡辺久美委員

欠席委員

北見貴志委員，中村隆委員

事務局

斉藤泰樹障害保健福祉推進室長，東障害保健福祉推進室社会参加推進課長，上田障害保健福祉推進室社会参加推進係長

4 次 第

- (1) 開 会
- (2) 座長挨拶
- (3) テーマ等

「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」推進方針（案）について

○資料1に基づき，事務局（東社会参加推進課長）から説明

志藤座長

ただ今事務局から説明のあった推進方針について，様々な御意見を頂戴したい。

橋本委員

手話を知らない，馴染めない人が多くいる中途失聴・難聴者の立場から申し上げると，その様な人々に，コミュニケーション手段として手話の便利さに目覚めてもらい，手話を覚えることに繋げていくことが大切になるが，ここで3点述べたい。

1点目，1ページ目の「1 条例の概要」を見ると，（1）冒頭から「手話が言語であること」となっている。前回も申し上げたが，この部分は聴こえる人にとってわかりにくい。手話を知らない方等に飲み込みやすくなる説明の仕方を考え，一部文言を挟み込んで欲しい箇所を提案する。「手話が言語である」を「手話が音声言語と同様に聴覚障害者のコミュニケーションに不可欠な言語であること」と修正してはどうか。一般的な概念で言えば，音声言語を「言語」と受け止めているが，手話もそれと同様であるとわかる文言にすれば飲み込みやすい。

続いて2点目，3ページに手話の啓発リーフレットの作成が記載されているが，リーフレットの中に，例えば手話を覚えた難聴者の体験談を載せてもらえるとありがたい。体験談の掲載によって，手話に馴染めなかった難聴者も「手話を覚えてみよう」という気持ちになってもらえるのではないかと。

続いて3点目，手話によって情報取得の幅が広がることは非常にありがたいが，手話通訳者の使用する手話が，中途失聴者にとって読取りやすい手話かということそうではない。手話には，①日本語対应手話と②伝統的手話がある。現在の手話通訳者は，ほとんどが②伝統的手話を学習し，通訳している。しかし，中途失聴者や多くの難聴者はもともと日本語で生活してきたため，手話を使用する際も日本語の語順どおりの①日本語対应手話を使用している。その様な形

で手話通訳してもらえれば読取りやすくなる。よって、①日本語対応の手話通訳者を増やし、聴覚障害者の要望に応じて使い分けをしてもらうようにして欲しい。現状では、手話による情報取得の機会が広がり、せつかく手話を覚えても使う気になれず、私たちの生活範囲の拡大には繋がらない。

志藤座長

3点意見が出た。1点目は、「手話は言語である」という部分の文言修正に関して。2点目は、手話を覚えることでのコミュニケーションの広がりを体験談等でリーフレットに掲載するという事。3点目は、わかりにくい方もいると思うので、追加で聴言センター所長の前田委員から説明いただければと思う。

前田委員

大きく言えば手話は一つであるが、例えば音声言語である日本語を獲得した後に耳が聴こえなくなった方は、第一言語があくまで日本語であり、聴こえる人と同様に日本語で話し、考える。一方、先天的あるいは幼少期に聴こえなくなった方は、手話を第一言語として獲得し、母語として育っており、それは日本語を目で見てわかる形で置き換えた形ではない。それこそが「手話は言語である」所以であるが、別個の仕組みを持った手話という言語である。今橋本委員が述べたのは、手話通訳者が中途失聴者に通訳を行う際に、語順や助詞等あえて日本語に沿った表現方法で通訳することが多くの中途失聴・難聴者の方には分かりやすいということである。

どちらの手話が良いということではなく、極端に言えば10人の聴覚障害者が居れば10通りの言語の力（音声言語・手話含めて）があり、誰に対しても同じ通訳をするのであれば、通訳とは言いがたいだろう。例えば、未就学の高齢ろうあ者に対する手話表現と、同じ聴覚障害者であっても、高等教育を卒業した方の手話表現は異なる。個々に応じた手話通訳は力量が求められるが、手話だから全て同じではなく、難聴者にとって一番わかりやすい通訳ができるような通訳者の養成が必要になると橋本委員は述べていたかと思う。

また、新規項目の中に難聴者に対する手話講座があげられているが、これはまさに事業サイドが、難聴当事者の要望が最も叶えられるような中身にしていくことが最も大切。

中途失聴・難聴の方が、手話によって相手の言うことがわかり、伝えられる状況を作るために難聴者向け手話講座は実施されるものであり、その方々が最も馴染みやすい手話を学習・習得できることが大切である。

ただ、前提として、手話であれば何でも良いということではなく、そこには様々なニーズがあり、様々な方の手話であることを理解して事業を推進していくためには、一般の方にも知っていただく必要がある。先程の「手話は言語である」の定義を含めて、一般向けのものであるならば、馴染みのある言葉の使用、丁寧な説明があっても良い。この場でどの様な文言が良いかの議論は時間もないので避けるが、そういった意識を持つ必要があるだろう。

志藤座長

手話にも様々な種類があり、一つでないことは一般にあまり知られていないので、手話リーフレット等に記載して市民の方にお伝えするよう工夫が出来れば良い。

齊藤室長

まず、「手話が音声言語と同様に言語である」ことを推進方針1ページ目（1）に記載することで、手話に対する理解が進むという御意見をいただいた。橋本委員から御提案いただいたように、事務局の方で、例えば「音声言語がコミュニケーションの手段であるのと同様に、手話も必要な方にとっての言語である」等と記載し、PRできるよう調整する。ただ、条例の前

文で「言語には音声言語と非音声言語がある」と記載があることから、条例でも言語に二種類あることが意識はされていると思われる。

1 ページ目については手話言語条例の趣旨説明という位置づけになっているため、市議会とも調整し、盛り込めるようであれば、条例の概要の中に入れる。市議会との調整で1 ページ目に入れるのが困難であれば、今後の京都市作成のリーフレットやHP等、様々な場面でPRしていくことも出来るかと思うので、その二段構えで検討する。

続いてリーフレットへの中途失聴・難聴当事者体験談の掲載について、当事者の方の貴重な体験を知らせることは非常に大切だと感じているため、その方向で検討したいが、中途失聴・難聴者だけでなく、ろう者の方、家族の方、支援者等、手話を必要とする様々な方のリアルな声を掲載することが必要である。またリーフレットに限らず、京都市の持つ様々な広報媒体を使用しながら、そのことを訴えていく。例えば新規予算には手話番組の放映があるが、その中にも当事者の声を可能な限り入れていきたい。

3 点目については、手話の必要な方それぞれにフィットした習得の仕組みづくりを今後進めていきたい。

志藤座長

それ以外の点について、何か意見はないか。

中山委員

推進方針の内容に関して、具体的な部分になるが数点述べる。まず、推進方針のタイトルについて、「手話に関する施策の推進方針（案）」とあるが、「手話言語に関する施策の推進方針（案）」と表記してはどうか。

また、子ども向けのリーフレットの作成をお願いしたい。現在のリーフレットは内容がやや簡単すぎるため、もう少し詳細に記載し、子ども向けについてはイラストや分かりやすい文章等で発行したらどうか。

手話通訳の依頼について、これまではFAXで依頼してきたが、最近はFAXのない若者が増加してきたため、携帯で依頼できる形になって欲しいと思う。

また事務局からの説明の中で、各行政区には手話通訳が設置されているが、手話通訳が不在の際に遠隔の手話サービス等の導入の検討がなされているとのことだったが、あくまで通訳者の不在の際の補足的なものとして欲しい。例えば人命に関わること等の話は、通訳が大変困難であると思う。この点については人的な部分を担保して欲しい。

市会本会議終了後の記者会見には手話通訳を必ず付けて欲しいと思う、その他HPやYouTubeについても同様をお願いしたい。

観光分野について、観光ガイドができるろう者の養成をしていただきたいと思います。その様なことを今後調査していただきたい。

最近手話学習を希望する市民は増えているが、ろう者の手話講師の数・技術は共に大変不足しているため、ろう者の講師養成にも力を入れていただきたい。

防災訓練での手話通訳の設置もお願いしたい。

市役所でも手話通訳の出来る職員の採用を行って欲しい。新部署を設置し、手話や聴覚の専門部署としていけば、職員の異動があっても手話の出来る職員が引継げる。

京都駅のソフト面でのバリアフリー化をお願いしたい。例えば、忘れ物センターでは連絡手段が電話のみであるが、FAXやメールも使用できるようにして欲しい。

コミュニケーション支援について、手話を広げるための「手話マーク・筆談マーク」を普及して欲しい。これは全日本ろうあ連盟から昨年末に発表されたものである。福祉事務所等の窓

口に手話通訳の出来る人がいる場合、このマークを掲示して欲しい(マークは全国ろうあ連盟HPからダウンロード可能)。

最後に、理想的な市内(の在り方)についてだが、いつでもどこでも手話で話が出来ようになるため、責任を持って手話通訳の配置をお願いしたい。若い人が夢を持って手話通訳の職に就けるように、手話通訳で生活が出来よう道作りをしてもらいたい。

志藤座長

様々な御意見をいただいた。予算の関係もあるので、ここで議論をするのは難しいかと思うがどうか。

齊藤室長

多岐にわたる御意見をいただいたため、全てにお答えするのは難しい、不足があれば御指摘いただきたい。まず、推進方針案のタイトルを「手話言語」にすることに関して。このタイトルは、条例第7条に「手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を定めなければならない」と記載されており、そのままタイトルに持ってきている。そもそも条例の趣旨は、「手話は言語である」ことを広く知ってもらうというものであるため、委員の皆様の共通認識がその趣旨であれば、「手話言語に関する施策の推進方針」としていくので、本日議論いただければと思う。

2点目のリーフレットについては、推進方針3ページの④「児童・生徒向けの手話について学ぶリーフレットを作成し、市立学校に配布する」があり、これを活用しても良いかと思われる。更に低年齢の児童に関しては、予算の兼ね合いもあるが、検討課題として議論していく。

3点目、メールでの手話通訳依頼について、予算の兼ね合いがあるため、検討課題の一つに入りたい。

4点目、遠隔手話通訳のサービスについては、悩ましい課題の一つである。各区の手話通訳者の設置は、現在週2日～4日になっている。空白の日をどうするかについて、今回推進方針の新規項目で設けたのも、特に具体的な内容として予定しているのではなく、この様な現状・課題があることに対して、今後どの様な方向で対応するかも含めて、御意見を頂戴し、真摯に検討していくというレベルに留めていることを御理解いただきたい。

5点目、記者会見での手話通訳の設置について、手話を通じて様々な情報を入手していただくことは推進方針の方向性であり、予算の制約だけの問題のため、絶えず可能性を検討する。

6点目、観光ガイドのできるろう者の養成については、ろう者の方が自主的に、観光案内できる知識や情報を身に付け、ガイドしていただくのが基本ではないかと考える。手話言語条例の範囲かどうかは難しいところ。

7点目、手話講師の不足については、聴言センターに実態を確認しながら検討していきたい。予算なしには実現出来ないため厳しいところではあるが、方向的にはもちろん講師をはじめ、人材が増えることが望ましいと考えている。

8点目、防災訓練での手話通訳の設置についても、緊急時に手話通訳が対応し、安全な場所に避難することが本来必要であり、訓練時にも当然設置が必要であると考え。防災訓練は各区で実施しているが、各区にもこの意見を周知し、可能な限り手話通訳の配置に配慮いただくよう求めている。

9点目、手話の出来る市職員採用に関しては、現在の本市の人事政策の観点から言えば、手話・聴覚関連をはじめとした障害分野を含めた福祉分野についても、個々の職員に任せるのではなく、組織的に様々な問題を検討していく方針である。また、一般事務職であるジェネラリストの採用を基本にしており、特に専門性が必要なものについては、嘱託の採用で対応してい

くという考え方であり、一般事務職員に手話のできるものを採用するのは厳しい状況。現在の市職員が可能な限り手話を習得できるよう対応していくのが基本である。挨拶や簡単な窓口対応等を学び、関心を持った職員については、より高いレベルでの学習や資格取得を支援していく。

10点目、京都駅におけるソフト面のバリアフリー化については、手話を通じてのコミュニケーションの問題と捉えるのか、あるいは聴覚障害を持つ方に対する合理的配慮が十分ではないという視点から捉えるのかということもあるが、丁寧な対応が出来るよう公共交通機関であるJRにも働きかけることが必要。

11点目、手話マークについてはもう少し研究したいと思うが、基本的に必要なマークについては普及を行っている。ただ、このマークのことではないが、マークがありすぎるのが良いかどうかについては指摘があるため、そこも含めて研究したい。

最後に、手話通訳の方が熱意と希望を持って仕事出来るようにということに関しては御指摘どおりであり、推進方針の最後にも手話通訳者が活動しやすい環境の整備を掲げ、改善していくという問題認識を持っている。ただ、厳しい財政状況の中で御希望に沿えない状況になっているため、前進できる点がないか検討していきたい。

志藤座長

条例の具体化を図るための推進方針であるが、先程投げかけられた、推進方針のタイトルに「言語」という言葉を付けるかどうかについて。条例の詳細部分は「手話」になっており、タイトルには「言語」が付いているが、これは意図的に「手話」と「手話言語」を分けているのか。

橋本委員

「手話言語」という言葉を主張するのは、歴史的な事情もある。手話は音声言語と比較して非常に低く、言語ではないように見なされてきたため、そうではなく、音声言語と同様に大切なコミュニケーション手段であることを社会に認識してもらおう気持ちで、「手話言語」と強く主張されているのだろうと思う。

ただ、私の個人的な印象だが、「手話言語に関する施策の推進方針」とすると、言語学について研究する方針と誤解する人も居るかもしれないと心配したが、この条例は聴覚障害者協会から始まったものであるので、ここで合意が取れるならば差支えないと思う。

斉藤室長

志藤座長の質問については、市議会提案の条例のため、意図を持って「手話」と「手話言語」を使い分けているのか確認したい。ただ、恐らく「手話は言語である」ことが前文から全体をとおして流れていると受止めているため、そこを踏まえ、まず懇話会の場でどうまとめるかということを確認したい。その上で、もし市議会でも明確な使い分けがあるのであれば委員の皆様にも報告した上で、その善し悪しについては事務局で判断したい。

河崎委員

手話を言語学の対象となる一つの独立した言葉としてとらえた場合、それは、幼少期に自然獲得される言語、すなわち狭義の「手話言語」となる。しかし実際に手話を使用する人々は、全員が、日本語を頭の中に置かずに映像思考をそのまま表現した手話を使用しているのではなく、またそれを獲得できる環境・教育の中で育ってもいないわけである。つまり、多くの聴こえない人々、とりわけ中途失聴・難聴者は、日本語を獲得し、日本語と手話を併用していることになる。

そのような、いわゆる日本語対应手話が必要なのだという方が多くいる中で、狭義の手話で

はないから排他するというのではなく、実際に使われている手話として大切に認めていこうという考え方で本条例の検討は進められてきたと理解している。そういう意味で、あるときは「手話は一つ」とか、またあるときは「手話にも色々な種類がある」といわれるのだと理解している。

国レベルでの手話言語法を目指していくのであれば、学問的な背景と結びつかないと検討してもらえないだろうと思うが、それぞれの市町村レベルで作られている手話言語条例の多くは、実際に使われている手話を認めて欲しい、手話通訳が保障されて欲しいといった願いのもと生まれてきている面が強いので、ここで言えば「手話に関する施策」の方が良いのではないかと思う。もし「手話言語に関するもの」となると、狭義の手話が強調される。言語というのは乳幼児期に、学習しなくても自然に獲得され得るもので、また独自の文法構造をしっかりと持っていることが条件であるため、日本語対応手話を敢えて「言語」として捉えるならば、これは日本語であると思う。しかし実際には、対応手話は多くの情報を提供し、コミュニケーション手段として使われており、それも本条例が意味する手話であると理解する立場で進めるならば、ここは「手話」とした方が良いのではないか。

酒井委員

今後手話言語条例を広めていくにあたっては、全ての手話を広く、老若男女、観光客も含めて全ての方に手話に馴染んで欲しいという願いを込めてこの条例を作ったと思うので、手話がしっかりと広まり、認識され、京都に来れば手話が使えろというようなかなり広い意味で手話を捉えていただければというイメージで参加している。よって、ここで言えば「手話」が良いのではないかと思う。

志藤座長

他の方はどうか。そもそも、タイトルが硬いので全く別のものに変えても良いという発想もあるかもしれない。

小林委員

私は現在手話が出来ず、「手話が言語」ということもまだ少し飲み込めていないが、手話がわからない一般人の気持ちとしては、「手話言語」と記載されていると、構える部分がある。「手話」であれば一般的にも通用しているので、その方が分かりやすいのではないか。

齊藤室長

「手話言語」の名称を入りたいという意見には、「手話は言語である」ことを広める趣旨があると思うが、これまでの議論から、「手話言語」というのは様々な複雑な概念を持つことを再認識し、「手話が言語である」ことを周知する手段と、ここに名称として取り入れるには分けて考える余地もあるのではないかと思う。委員の意見が分かれるようであれば、事務局で提案しているタイトルで進めさせていただければと考える。

中山委員

今述べられたとおり、一般には「手話」の認識で問題ないかと思うが、まだ「手話は言語である」ことを知らない方が多い。以前ろう学校では口話教育で、手話の使用は禁止され、動物的あるいは「手まね」だと見なされていた。しかし、アメリカの大学で、手話で話が通じており、文法があることを発見した学長が現れた。手話は音声言語と文法も異なっているため、手話から音声言語に通訳する際に追いつかないこともある。その辺りも今後理解してもらいたい。

志藤座長

条例名が手話言語条例であるので、その条例名をタイトルのどこかに入れてはどうか。その後、手話に関する施策の推進方針と続けば、中山委員の伝わるタイトルになると思う。

前田委員

別の話になるが、表現についてお伺いしたい。4ページの(2)「手話により情報を取得する機会の拡大に関する事」について、「情報の取得」というものは極めて一方的なものであるため、双方向のコミュニケーションというような文言が必要ではないかと考える。例えば、(イ)①では、手話通訳の派遣が内容に入っているが、聴こえない人に手話によって情報取得を促すだけのものではなく、双方向のコミュニケーションである。対して、②の市ホームページでの手話による情報発信については、まさに「情報を取得する」ものである。通訳については、単なる「情報取得」ではないことをわかるように示すべき。

次に、5ページの(3)②に「聴覚言語障害者更生施設」とあるが、法的にはこの様な施設はなくなっているため、確認いただきたい。

また、5ページの④「遠隔手話サービスや電話リレーサービス」が検討課題としてあげられているが、この在り方は当事者団体と十分話し合いながら一番良い方法を考えていきたいが、これについては、実は厚生労働省の来年度予算として予算化されている極めてタイムリーな話である。よって、今後どのような方向に進むかは大きなポイントになるだろう。

なお、遠隔手話サービス等をはじめて耳にした方は何かわからないかと思うので説明しておく。例えば、観光案内所を手話の必要な方が訪れ、窓口到手話の出来るスタッフがいない場合、これまでであれば筆談で通じるか通じないか、といった具合であったが、そこにタブレットがあり、タブレットに手話通訳者が映り、タブレットをとおして手話通訳を行うものである。ろう者はそのタブレットを見て手話で内容を理解し、逆に窓口スタッフは通訳者の話す音声で内容を理解する。電話リレーというのは、自宅でパソコンを使い手話通訳のオペレーターに繋げ、本人の手話を読み取ったオペレーターが代わりに電話をかけ、その手話の内容を伝えるものである。

約73自治体で手話言語条例が制定されているが、現在前橋市、石狩市で電話リレーサービスを現在実施している(ろうあ連盟が現在調査中)。遠隔手話サービスはそれよりも多く、前橋市、神奈川県、鳥取県、浜松市、大阪市、明石市、松阪市、嬉野市が実施。通訳はあくまで人が基盤であり、機械が代替できるものではないという点は全国ろうあ連盟も危惧しているところではあるが、しかし現段階で何も無いところに次善の策として導入することはそれなりの効果もあると思われ、ぜひ当事者の声を聞きながら積極的に進めていただきたい。

志藤座長

前田委員から提案された4ページの(2)「手話により情報を取得する機会の拡大に関する事」の文言修正について、「手話によるコミュニケーションによる支援の促進」等という文言に変えれば良いということか。

前田委員

修正ではなく、併記することで良い。

斉藤室長

事務局からの提案として、(2)の文言は条例上の文言で変更できないため、取組の方向性に部分で、双方向の旨を記載するというところでよろしいか。

橋本委員

一点、中山委員から話のあった手話マークについて、リーフレットに記載してはどうか。様々なマークがあるが、必要なマークは自然と残っていくだろうし、そうでないマークは淘汰されていくと思われるので、その辺りはあまり考えても仕方がない。

志藤座長

マークに関しては幾つかのマークがあるため、リーフレットに掲載して紹介するのは良いと思う。また、前田委員からの意見については、遠隔手話サービス等文言だけではわかりづらいので、「タブレット端末を用いた」等、補足的な説明を入れても良いかもしれない。5ページ(2)の古い表記については、確認のうえ事務局で訂正等願います。

音川委員

3ページの①に、ふれあいまつり等の表記があるが、今年度からイベントに手話ブースの出版をすることで、聴こえない人が沢山集まっており、イベントに参加するろう者が今後も増えていくと考えると、式典だけではなく、イベント自体に手話通訳が付けば皆楽しめるのではないかと思う。予算の問題はあるかと思うが、第2回懇話会後の団体会議で意見が出ていた。

また、防災訓練の手話通訳についても、年度によって設置にばらつきがあることから、例年付けるような体制にし、平等に命が守られるようにして欲しい。

最後に、6ページの②「手話通訳が活動しやすい環境の整備」について、厳しいかとは思いますが具体的にどのくらい報酬が上がるか等疑問に感じたので質問する。

志藤座長

ふれあいまつりについては、先程回答があったように各区に働きかけていくということで良いかと思うが、式典だけにとどまらずイベント全体に通訳をつけるという点が重要である。防災訓練についても当然であると思う。

斉藤室長

最後の質問について、具体的な金額を申し上げるまでには至っていない。しかし、報酬改定に関して問題認識をしているということで御理解いただきたい。

渡辺委員

リーフレットやHPで今後手話サークルの周知を行っていただけることは大変ありがたい。今年度の当会への入会者は増加しており、今後も増えていくことが見込まれる。サークルの体制作りにも尽力しなければならないが、継続した会場確保が重要な課題になっている。前回の懇話会でも会場確保をお願いしたいが、一団体を特別扱いは出来ないということであった。しかし、5ページ(3)②「手話ボランティアによる支援…」と記載されているので、今後はその様なことも御検討いただけるのか。

斉藤室長

会場確保が切実な課題であることは認識しており、非常に悩ましいところではあるが、条例第7条の規定に「推進方針は、市長が別に定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならない」とある。会議室に余裕があれば提供したいが、京都市として手話だけを特別に優先することはかなり厳しい。ただ、会議室が必要であれば、区役所以外で使用できる場所の情報提供を行い、どこか安定的に使用できないか個別で御相談に応じることは可能。

志藤座長

本日も様々な議論が交わされ、認識が深まったのではないかと思う。最終的な推進方針正案については、事務局と座長にお任せいただくことでよろしいか。他に意見はないか。

前田委員

1月に500名くらいが集まった聴覚障害者の新年大会があり、東課長と教育委員会から1名お越しになったが、両名とも全て手話で挨拶されたことで会場の出席者が感激し、「変わった」と言っていたことだけ御紹介しておく。

事務局

本日も熱心に議論いただき感謝する。いただいた修正点に関しては、事務局で行い、座長に

確認いただいたうえで推進方針を策定する。策定した推進方針については各委員の皆様へ報告し、京都市のHPにも掲載する。以上で平成28年度第3回京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会を終了する。